

品川区宅配ボックス設置助成事業実施要綱

制定 令和6年8月29日区長決定

要綱第351号

改正 令和6年12月2日部長決定

要綱第355号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の住宅に、宅配ボックス（以下「機器」という。）を設置する際に要する経費の一部を助成することにより、宅配での再配達を抑制し、物流における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区民 品川区の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 集合住宅 1棟の建物のうち構造上区分され、独立して住居としての用に供することができる部分が3戸以上ある建物をいう。
- (3) 戸建住宅 独立した1棟の建物であり、集合住宅以外のものをいう。
- (4) IoT モノのインターネットを指し、機器自体がインターネットに接続しているタイプの製品をいう。

(助成対象機器)

第3条 この要綱による助成の対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす機器とする。

- (1) 区内の集合住宅または戸建住宅に設置されること。
- (2) 施錠できる構造となっていること。ただし、南京錠で施錠するものは除く。
- (3) 3辺の合計が75cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。
- (4) 袋式および折りたたみ式でないこと。
- (5) 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。
- (6) 未使用かつ購入したものであり、リースでないこと。
- (7) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- ア 集合住宅における、同一年度・同一建物への機器設置
- イ 戸建住宅における、同一年度・同一住戸への機器設置
- ウ 一設置工事に対し、同一世帯の者による複数申請

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象機器を設置する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当すること。

- ア 区内の戸建住宅に交付申請時点で住所を有する区民
- イ 区内の戸建住宅または集合住宅を所有または建設する個人事業主または法人
- ウ 区内の集合住宅の管理組合

(2) 区民および個人事業主にあつては住民税を滞納していないこと。法人にあつては法人事業税を滞納していないこと。

(3) 法令等、公序良俗に反していないこと。

(助成対象経費)

第5条 この要綱による助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、機器購入費用および機器設置工事に要する経費（消費税および撤去費は除く。）とする。

(助成金額)

第6条 この要綱による助成金額は、助成対象経費の2分の1とし、その上限金額は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 なお、別表1における業者とは、機器購入または機器設置工事のいずれかの発注業者をいう。
- 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が同一機器に対し、区以外の者から他の助成金等の交付を受けている場合においては、助成対象経費から当該他の助成金等を減じた額と第1項に規定する額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。
- 4 前1項および第3項の助成金の額に1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器購入および設置工事契約前に品川区宅配ボックス設置助成金事前協議書（第1号様式）により、品川区長（以下「区長」という。）に協議するものと

する。

- 2 区長は、前項の規定により協議を受けたときは、これを審査し、要件に該当すると認めるときは、品川区宅配ボックス設置助成金事前協議承認書（第2号様式）により承認するものとする。
- 3 前項の規定により、承認を受けた者は当該承認を受けた年度内に助成対象機器を設置しなければならない。
- 4 助成要件に適合しないと認めるときは、助成金の不承認を決定された者に、品川区宅配ボックス設置助成金事前協議不承認書（第3号様式）にて通知するものとする。
- 5 事前協議の受付期間は助成金を受けようとする年度の4月1日から翌年2月15日とする。
- 6 助成金の事前協議の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた時点をもって、申請の受付を停止する。

（事前協議の変更または中止の協議および回答）

第8条 承認を受けた者が助成対象機器の導入に係る内容を変更し、または中止しようとするときは、その変更または中止を行う前に、品川区宅配ボックス設置助成金変更・中止協議書（第4号様式）により、区長に協議するものとする。

- 2 区長は前項の規定により協議を受けたときは、これを審査し、品川区宅配ボックス設置助成金事前協議承認書（第2号様式）により当該協議をした者に回答するものとする。

（交付申請）

第9条 第7条の規定により、承認を受けた者は、助成対象機器設置後に、品川区宅配ボックス設置助成金交付申請書（第5号様式）に、必要書類を添えて、承認を受けた年度内に区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成を行うことを決定したときは、助成金額を確定するとともに、助成金の交付が決定した者（以下「助成決定者」という。）に、品川区宅配ボックス設置助成金交付決定通知書（第6号様式）により助成決定者に通知するものとする。ただし、当該通知書については、助成決定者が指定する金融機関の預金口座への助成額の振り込みをもって代えることができる。

- 2 助成要件に適合しないと認めるときは、助成金の不交付を決定された者に、品川区宅配ボックス設置助成金不交付決定通知書（第7号様式）にて通知するものとする。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、交付決定前に実地調査を行うものとする。

（交付申請内容の変更）

第11条 助成決定者は、第9条に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ品川区宅配ボックス設置助成金交付決定内容変更申請書（第8号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認する。

（申請の取下げ）

第12条 助成決定者は、第10条の決定後、第9条の申請を取下げるときは、直ちに品川区宅配ボックス設置助成金申請取下届出書（第9号様式）により区長に届け出るものとする。

（電子情報処理組織の使用）

第13条 第7条および第9条に定める申請については、区長は電子情報処理組織を使用して書類の提出を行わせることができる。この場合において、申請者は電子上で記入の必要な事項を回答するとともに、書類の電磁的記録を提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

（1）虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2）この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から適用する。